

議長（福田会長）

会議資料 9 ページの議案第 44 号「市町建設計画について」を議題といたします。市町建設計画の策定につきましては、小委員会に付託しておりましたが、建設計画案について、小委員会規程第 8 条の規定に基づき高梨委員長から報告がありましたので、小委員会事務局より説明を求めます。

事務局（手塚政策審議室長）

それでは議案第 44 号についてご説明いたします。

市町建設計画については、別紙の「宇都宮地域合併まちづくり計画」に定めるところによる。

別紙についてでございますが、10 ページをお開きいただければと思います。この市町建設計画についてであります。これまで小委員会におきまして 10 回の会議を開催し、各委員から活発なご議論をいただきながらまとめてきたところでございます。また、当協議会におきましても、中間案、県事前協議案の計画策定における節目節目で協議をいただいたところであります。また、県とも協議を行いまして、計画内容について詰めてまいったところでございます。今回は、県事前協議の結果を踏まえまして、小委員会としての最終案がまとまりましたので、本日ご審議をお願いするものでございます。本日の審議を経まして今後は知事協議に入ってまいりたいと考えております。

10 ページの計画書の表紙でございますが、この計画書の名称につきましては、「宇都宮地域合併まちづくり計画」としたい。その上の「魅力と活力あふれる北関東の拠点都市を目指して」の表記ですが、本文の 28 ページをお開きいただきたいと思います。「まちづくりの目標と基本方針」の中の「まちづくりの目標」の中で、「躍動する市民 魅力あふれる地域 あすの活力を育む都市 うつのみや」をまちづくりの将来像として掲げております。この将来像にあります「魅力」、「活力」といったキーワードを活用いたしまして、さらに、今回の合併後の新市が目指す都市像「北関東の拠点都市」をイメージして、サブタイトルのつけたものでございます。

また 10 ページにお戻りいただければと思います。下に「宇都宮地域合併協議会」と表記してございますのは、建設計画の策定主体の名称でございます。その下に「宇都宮市・上三川町・上河内町・河内町」と、今回の合併協議会における構成団体の名称を記載したところでございます。

今回の建設計画について、前回までご協議していただいたものとの相違点について説明させていただきたいと思っております。計画書の中で下線を付けて表記してある部分が、前回との相違点でございます。また、これまでは「である」調で表現しておりましたが、皆さんに読みやすく、分かりやすくするために、「です・ます」調に全体の表現を統一したところでございます。「です・ます」調の部分は下線は付いておりません。

それでは下線付きの部分ですが、下線付きで表現した部分は県知事との事前協議の結

果を反映した部分でございます。県知事との下協議の概要につきまして、58 ページ以下の資料でご説明申し上げます。

58 ページに、県との事前協議結果と対応の方向（主なもの）が記載してございます。主なものは3点ございました。

1つ目は、「新交通システム」にかかわる記述についてであります。県の指摘といたしましては、「新交通システムに関する記述については、現在の（市と県における）状況と齟齬のないように留意されたい。」ということです。

現在の状況ですが、今年3月に宇都宮市から県に新交通システムの進め方について回答した文書がございました。これと、これに対する知事のコメントの2つの自治体のやりとりをベースに考えたものでございます。それぞれのキーワードですが、市の回答の中身として「年限を設定せず、課題解決に向け、市と一体となって取り組んでほしい。市では16年度から導入課題に関する検討に取り組んでいきたいので、支援・協力をお願いしたい。」知事のコメントですが、「県は調査結果等を踏まえ、今後の検討課題を整理し、県・市がそれぞれの役割分担により課題の検討を行うことを提案したところであり、市の案に対しては、県として協力していく考えである。」こういった市の回答と知事のコメントを基にいたしまして、事前協議の原案に修正を加えたものでございます。

次に、2番目の指摘は、「競輪場通り」に係る記述についてであります。「建設計画における「栃木県の事業」の欄に記載する事業には、建設計画の期間である平成26年までに確実に事業化できる見通しのあるものを記載すべきである。競輪場通りについては、現時点においては県の事業として明確に位置付けられていないことから、内環状道路という表現にとどめられたい。」という指摘がございました。これに沿った形で県と協議をいたしまして、「競輪場通りについては、内環状道路の一部をなす道路であること。そのため、「放射状道路や内・都心環状道路」という表現としたい。また、競輪場通りにつきましては、県と市の適切な役割分担のもとで進めていくという意図が表現できるように表現した」ところでございます。

次に、「消防力を充実する」に係る記述についてであります。県の指摘といたしましては、「自主防災組織の育成、消防団の充実等についても、消防力を充実する欄に記載されたい」という内容でございます。これにつきましては、「市民主体のまちづくりを進める上で重要な取り組みの一つであることから、計画に反映することとした」ところでございます。

59 ページをお開きいただければと思います。修正内容の主なものです。左側のページは本文のページ数です。それから事前協議の原文、右側が修正内容でございます。

1つ目が、競輪場通りと新交通システムに係るもので、まちづくりの主要課題に記載したものでございます。修正の内容は、競輪場通りなど中心拠点における3環状及び各拠点を相互に結ぶ12放射道路など道路網の整備を進めるとともに、公共交通ネットワークの構築に向け、既存交通の活用や新交通システムの導入検討など、総合的な交通体系

の整備を図る必要があります。

次に、34 ページの施策の大綱の部分ですが、これは新交通システムに係る部分でございます。

35 ページは、同じく施策の大綱に係るもので、災害に強いまちづくりを推進するで、先程の消防力の充実に関する記載でございます。

資料の 60 ページ、本文の 38 ページは、地域別計画に係るところで、宇都宮地域の現状と課題では、競輪場通りと新交通システムに係る記述でございます。

39 ページの地域別計画は、新交通システムに係る記述でございます。

44 ページの県事業の推進は、新交通システム及び競輪場通りに関する記載で、先程申し上げました対応の方向につきまして県と協議し、合意に至っている修正内容案でございます。

以上で建設計画についての説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長（福田会長）

議案第 44 号につきまして小委員会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

説明にありましたように、市町建設計画については、県との協議を進めてまいりました結果、58 ページにありますように 3 項目について指摘をいただきました。それ以外の分野はアンダーラインで訂正がなされている部分でございますが、3 項目について考え方の相違があったものを、ただいまの説明のように修正を加えるというものでございます。今日ここでご承認がいただければ、今度は知事協議ということで、最終協議になるということでございます。

消防団は、宇都宮市は多少定員割れしているけれども、3 町とも定数は充足しているのですか。河内町は？

玉生副会長（河内町）

していません。

議長（福田会長）

上河内町は？

手塚副会長（上河内町）

うちは今度定員を変更しましたから、大丈夫です。

議長（福田会長）

上三川町はいかがですか……。充足しているわけですね。

そうすると、宇都宮市と河内町が定足数にやや欠けているという状況でございます。

それでは、ご意見が無いようでございますので、お諮りいたします。議案第 44 号「市町建設計画について」は原案のとおり決定し、知事協議を行うこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長（福田会長）

それでは、議案第 44 号は原案のとおり決定いたします。